

令和 7 年 3 月 18 日
食品衛生基準審議会

文書配布による報告 に関する参考資料

消 食 基 第 2 号
令和 7 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (照会)

下記の事項については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第
1 項第 1 号に該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、
添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) に定める器具及び容器
包装の規格基準を別紙のとおり改正すること。

器具及び容器包装の規格基準の改正について (安全性審査の導入及び第一種特定化学物質の取扱い)

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部を以下のとおり改正する。

(1) 安全性審査の導入

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、規格基準告示の別表第 1 により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする規定を設けること。

(2) 第一種特定化学物質の取扱い

器具又は容器包装には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質を原材料として用いてはならないとする規定を設けること。

府食第15号
令和7年1月14日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和7年1月8日付け消食基第2号（以下「照会文書」という。）により内閣総理大臣から当委員会に対し照会された事項については、下記の理由から、いずれも食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

記

1. 照会文書の別紙の（1）について

器具又は容器包装に使用される物質について、安全性審査のを受けた物質を個別に公表することで物質を規定する仕組みを導入するための改正であり、当該施策は、食品健康影響評価の結果を反映して定めるべき性質のものではないこと。

2. 照会文書の別紙の（2）について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第55条第1項により適用除外される容器包装に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定を実質的に補完し、器具又は容器包装の原材料として、化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の使用を一律に禁止する規制を食品衛生法においても実装するものであり、本改正によって人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられること。